

居宅支援事業所 フラワーサーチ
指定居宅介護支援事業
運 営 規 程

株式会社オリジン

(事業の目的)

第1条 株式会社オリジンが開設する居宅支援事業所 フラワーサーチ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活をいとなむことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3

事業実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅支援事業所 フラワーサーチ
- (2) 所在地 豊橋市東高田町 665 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員1名、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名（常勤職員2名 管理者と兼務1名 非常勤1名）
- (3) 事務職員 1名（常勤職員1名、短期入所生活介護、指定通所介護事務員兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、下記の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（祝日は営業）とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

(2) 使用する課題分析票の種類

厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(5) モニタリングとその記録 最低1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、次の額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域から、片道10キロメートル未満 1km当り60円とする。

(2) 実施地域から、片道10キロメートル以上 1km当り60円とする。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は豊橋市・湖西市の区域とする。

(虐待の防止のために設置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に月1回実施すること。

(4) その他虐待防止のために必要な措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営について留意事項)

第9条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事業のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オリジンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和4年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和7年 5月 1日から施行する。